

○当診療所は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

○当診療所は、関東信越厚生局に下記の届け出を行っております。

- ・ 外来感染症対策向上加算
- ・ 機能強化加算
- ・ 明細書発行体制等加算
- ・ 一般名処方加算
- ・ 在宅支援診療所（在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料）

○明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査等の名称が記載されます。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

○一般名処方加算

当院では、安定的に薬物治療を供給する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。当院は、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨をわかりやすく説明いたします。

なお、2024年10月より、患者様が一般名処方の処方箋から長期収載品へ変更を希望した場合には「選定療養」の対象となり患者様の特別負担が発生いたします。

○保険外負担に関する事項

当院では、予防接種、証明書・診断書等について、実費の負担をお願いしています。

内容につきましては、【保険外負担自費料金表】をご参照ください。

介護保険サービス

○居宅療養管理指導

要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限り居宅で、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師等が、通院が困難な利用者の居宅を訪問して、心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上をめざします。